

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 29 年 4 月 26 日（1 号炉）

平成 29 年 4 月 18 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1 号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2 号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1：濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{\text{放射性セシウム } 134 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{放射性セシウム } 137 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leqq 1$$

備考 2：3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めて、1 に対する割合を求める（有効数字 2 術）。
- 2) 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 術）、その月の測定値とする。
- 3) 2)の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 術）。
- 4) 例えば 1 ~ 4 月まで測定した場合、1, 2, 3 月の平均、2, 3, 4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター
 試料採取年月日：平成 29 年 5 月 22 日（1 号炉）
 平成 29 年 5 月 23 日（2 号炉）
 試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1 号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2 号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1：濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{\text{放射性セシウム } 134 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{放射性セシウム } 137 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leqq 1$$

備考 2：3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 術）。
- 2) 1ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 術）、その月の測定値とする。
- 3) 2)の計算結果について、連続 3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 術）。
- 4) 例えば 1～4 月まで測定した場合、1, 2, 3 月の平均、2, 3, 4 月の平均、それぞれが連続 3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 29 年 6 月 7 日（1 号炉）

平成 29 年 6 月 27 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1 号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2 号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1：濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{\text{放射性セシウム } 134 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{放射性セシウム } 137 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leqq 1$$

備考 2：3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 術）。
- 2) 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 術）、その月の測定値とする。
- 3) 2)の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 術）。
- 4) 例えば 1 ~ 4 月まで測定した場合、1, 2, 3 月の平均、2, 3, 4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター
試料採取年月日：平成 29 年 7 月 27 日（1 号炉）
平成 29 年 7 月 28 日（2 号炉）
試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1 号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2 号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1：濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{\text{放射性セシウム } 134 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{放射性セシウム } 137 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leqq 1$$

備考 2：3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 術）。
- 2) 1ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 術）、その月の測定値とする。
- 3) 2)の計算結果について、連続 3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 術）。
- 4) 例えば 1～4 月まで測定した場合、1, 2, 3 月の平均、2, 3, 4 月の平均、それぞれが連続 3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター
試料採取年月日：平成 29 年 8 月 28 日（1 号炉）
平成 29 年 8 月 9 日（2 号炉）
試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1 号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2 号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1：濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{\text{放射性セシウム } 134 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{放射性セシウム } 137 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leqq 1$$

備考 2：3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 術）。
- 2) 1ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 術）、その月の測定値とする。
- 3) 2)の計算結果について、連続 3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 術）。
- 4) 例えば 1～4 月まで測定した場合、1, 2, 3 月の平均、2, 3, 4 月の平均、それぞれが連続 3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター
試料採取年月日：平成 29 年 9 月 20 日（1 号炉）
平成 29 年 9 月 20 日（2 号炉）
試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処

单位 : Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方 (環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用)

備考1：濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム134とセシウム137の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようすることである。

$$\frac{\text{¹³⁴Cs の濃度 (Bq/m³)}}{20 \text{ (Bq/m³)}} + \frac{\text{¹³⁷Cs の濃度 (Bq/m³)}}{30 \text{ (Bq/m³)}} \leq 1$$

備考2： 3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム134、137の測定値を、それぞれ20、30で除し、和を求めてることで、1に対する割合を求める(有効数字2桁)。
 - 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り(有効数字2桁)、その月の測定値とする。
 - 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする(有効数字2桁)。
 - 例えば1~4月まで測定した場合、1、2、3月の平均、2、3、4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 29 年 10 月 23 日（1 号炉）

平成 29 年 10 月 23 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1 号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2 号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1：濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{\text{放射性セシウム } 134 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{放射性セシウム } 137 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leqq 1$$

備考 2：3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めて、1 に対する割合を求める（有効数字 2 術）。
- 2) 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 術）、その月の測定値とする。
- 3) 2)の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 術）。
- 4) 例えば 1 ~ 4 月まで測定した場合、1, 2, 3 月の平均、2, 3, 4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 29 年 11 月 9 日（1 号炉）

平成 29 年 11 月 10 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1 号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2 号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1：濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{\text{放射性セシウム } 134 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{放射性セシウム } 137 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leqq 1$$

備考 2：3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めて、1 に対する割合を求める（有効数字 2 術）。
- 2) 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 術）、その月の測定値とする。
- 3) 2)の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 術）。
- 4) 例えば 1 ~ 4 月まで測定した場合、1, 2, 3 月の平均、2, 3, 4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 29 年 12 月 5 日（1 号炉）

平成 29 年 12 月 5 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1 号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2 号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1：濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{\text{放射性セシウム } 134 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{放射性セシウム } 137 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leqq 1$$

備考 2：3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めて、1 に対する割合を求める（有効数字 2 術）。
- 2) 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 術）、その月の測定値とする。
- 3) 2)の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 術）。
- 4) 例えば 1 ~ 4 月まで測定した場合、1, 2, 3 月の平均、2, 3, 4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 30 年 1 月 26 日（1 号炉）

平成 30 年 1 月 11 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1 号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2 号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1：濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{\text{放射性セシウム } 134 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{放射性セシウム } 137 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leqq 1$$

備考 2：3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めて、1 に対する割合を求める（有効数字 2 術）。
- 2) 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 術）、その月の測定値とする。
- 3) 2)の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 術）。
- 4) 例えば 1 ~ 4 月まで測定した場合、1, 2, 3 月の平均、2, 3, 4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター
 試料採取年月日：平成 30 年 2 月 8 日（1 号炉）
 平成 30 年 2 月 5 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1 号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2 号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1：濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{\text{放射性セシウム } 134 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{放射性セシウム } 137 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leqq 1$$

備考 2：3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めて、1 に対する割合を求める（有効数字 2 術）。
- 2) 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 術）、その月の測定値とする。
- 3) 2)の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 術）。
- 4) 例えば 1 ~ 4 月まで測定した場合、1, 2, 3 月の平均、2, 3, 4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：平成 30 年 3 月 7 日（1 号炉）

平成 30 年 3 月 16 日（2 号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1 号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2 号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1：濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{\text{放射性セシウム } 134 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{放射性セシウム } 137 \text{ の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leqq 1$$

備考 2：3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めて、1 に対する割合を求める（有効数字 2 術）。
- 2) 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 術）、その月の測定値とする。
- 3) 2)の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 術）。
- 4) 例えば 1 ~ 4 月まで測定した場合、1, 2, 3 月の平均、2, 3, 4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。